

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公表する。

令和5年3月16日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 契約の内容

和歌山県議会議員一般選挙に係る点字名簿の作成

2 契約の相手方の決定方法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に係るものに限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う団体で、選定基準を満たす団体と随意契約。

3 契約の相手方の決定日時

令和5年3月24日（金）（予定）

4 契約の相手方の選定基準

障害福祉サービス事業を行う団体であって、かつ、告示日に候補者氏名等が確定した後、速やかに点字名簿を作成し、期日前投票所及び不在者投票記載場所に備え付ける必要があることから、短期間に点字名簿を正確に作成し、納品する能力を有していること。

5 見積書の提出期限及び提出場所

提出期限：令和5年3月23日午後5時

提出場所：和歌山県選挙管理委員会事務局

説明事項

1 見積方法等について

- (1) 参加者は、見積書に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
- (2) 見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。なお、見積金額は1部当たりの単価が分かるように記入すること。
- (3) 消費税を除く金額を見積書に記載すること。また、当業務は消費税の非課税取引に該当するため、見積書の金額をもって契約金額とする。
- (4) 見積書は、和歌山県知事あてとすること。
- (5) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印しなければならない。ただし、見積金額は、訂正することができない。
- (6) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合その名称又は商号）及び業務内容を表示しなければならない。
- (7) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

2 見積書の無効

次に掲げる見積書は、無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- (3) 参加者が2以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

3 契約の相手方決定の方法等

- (1) 提出された見積書記載金額のうち最低の価格をもって上記2に該当しない有効な見積書の提出を行った者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の見積金額を提示した者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む。）で通知する。なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

仕様書

1. 業務名称

和歌山県議会議員一般選挙に係る点字名簿の作成

2. 点字名簿の概要

和歌山県議会議員一般選挙で使用する候補者氏名、所属党派等を点訳したもの

3. 作成部数

期日前投票分 57部

選挙期日分 317部

4. 作成期日

期日前投票分：和歌山県議会議員一般選挙告示日の翌日

選挙期日分：和歌山県議会議員一般選挙告示日の4営業日後

5. 納品場所

〒640-8585

和歌山市小松原通1-1

和歌山県選挙管理委員会事務局

6. その他

(1) 作成内容（候補者氏名、所属党派等）が確定するのは、告示日の予定です。

(2) 和歌山県選挙管理委員会事務局に備え付けの見本を必ず確認の上、見積書を提出してください。